

新規就農者などへの支援

(3) 農地賃借料助成事業

認定新規就農者および第三者農業経営継承者が農用地を借りた際の年間賃借料の2分の1以内を助成する事業です。

- 事業内容 農用地の賃借契約を締結する期間の賃借料に対する助成
- 対象者 新規参入者および第三者継承者
- 助成金の基準・期間 1 経営体当たり年間賃借料の2分の1以内を、経営（営農）開始から5年以内の期間につき、毎年助成

実績		
	人数	助成金額
平成28年度	1人	1万500円
平成29年度	1人	1万500円
平成30年度	1人	1万500円
令和元年度	3人	14万3,250円

(4) 農用地等取得資金利子助成事業

認定新規就農者および第三者農業経営継承者が農用地など（トラクターなど機械も含む）を購入した際の借り入れ額に対する金利の2分の1以内を助成する事業です。

- 事業内容 農用地など（トラクターなど機械も含む）の取得により借り入れた国の制度資金および農協資金などに対する利子助成
- 対象者 新規参入者および第三者継承者
- 助成金の基準・期間 1 経営体当たり借り入れ額5,000万円を限度に、金利2分の1以内を経営（営農）開始から5年以内の期間につき、毎年助成

実績		
	人数	助成金額
平成28年度	該当なし	
平成29年度		
平成30年度		
令和元年度		



(5) 住宅賃貸借等助成事業

認定新規就農者および第三者農業経営継承者が新築住宅建設、中古住宅購入、宅地購入、住宅を借り入れた場合のいずれかを行った際に助成する事業です。

- 事業内容 ①新築住宅建設助成 ②中古住宅購入助成 ③宅地購入助成 ④住宅賃借料助成
- 対象者 新規参入者および第三者継承者
- 助成金の基準・期間 ① 1 経営体当たり建設時に1回のみ100㎡を限度に1㎡当たり1万円以内を助成
② 1 経営体当たり購入時に1回のみ100㎡を限度に1㎡当たり5千円以内を助成
③ 1 経営体当たり購入時に1回のみ100㎡を限度に1㎡当たり3千円以内を助成
④ 1 経営体当たり月額15,000円を限度に賃借料の2分の1以内を5年間助成

実績		
	人数	助成金額
平成28年度～平成30年度	該当なし	
令和元年度	1人	18万円

農業に従事される方の確保と人材育成、持続的な本町農業の発展と地域の活性化をめざすため、新規就農者などに対する支援を行っています。

ここでは、新規就農者などの支援に関する事業について紹介します。

農家後継者を対象

(1) 就農祝金交付事業

本町に住所を有し、町内において農業を営む方の親族（2親等以内）で農業経営の担い手になるため、自営農業に150日以上従事した方に助成金が交付される事業です。

- 事業内容 自営農業を始める方が150日以上従事するようになった時点（1年目）で、1回限り交付
- 対象者 農家後継者
- 助成金の基準・期間 1人当たり1回限り20万円
※2人以上の子が親元に従事する場合は、1人ずつ交付します。

実績		
	人数	助成金額
平成28年度	1人	20万円
平成29年度	3人	60万円
平成30年度	6人	120万円
令和元年度	4人	80万円

新規参入者・第三者継承者を対象

(2) スタートアップ助成事業

本町に住所を有し、新たに農業を営もうとされる方（以下、認定新規就農者）や町内において2親等以内の親族ではない農業を営む方から農業経営を継承される方（以下、第三者農業経営継承者）が、経営を始めた際に支援する事業です。

- 事業内容 ①入植祝金
②運転資金支援（経営を始めてから2年間交付）
- 対象者 新規参入者および第三者継承者
- 助成金の基準・期間 ① 1 経営体当たり100万円
※2年間にわたり、50万円を2回交付します。
② 1 経営体当たり運転資金（経費見合）に応じて、月額5万円以内を交付

実績		
	人数	助成金額
①入植祝金		
平成27年度	1人	50万円
平成28年度	1人	50万円
平成29年度	該当なし	
平成30年度	該当なし	
令和元年度	2人	100万円

②運転資金支援		
	人数	助成金額
平成27年度	1人	30万円
平成28年度	1人	45万円
平成29年度	1人	45万円
平成30年度	該当なし	
令和元年度	2人	120万円



■ 問合せ 農林商工課農政係（☎47-2116 役場2階窓口13番）

農業
訓子府の
元気

